平成２３年（フ）第３６１号
静岡県浜松市西区篠原町20123番地
債務者　鈴木ひろみ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
愛知県豊橋市大岩町字北元屋敷28番地１406、従前の住所愛知県一宮市柚木颪字東川垂92番地
債務者　松崎くみ子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３７号
長崎県佐世保市早岐３丁目10番20号　エスポワール早岐208号、旧住所長崎県西海市西海町太田和郷1427番地
債務者　手塚　徳久
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
長崎県佐世保市吉岡町773番地11、旧住所長崎県佐世保市白岳町774番地８　アクアリウスＢ101号
債務者　畑　　和樹
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
長崎県佐世保市花高３丁目２番３―304号
債務者　熊川美枝子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
川崎市中原区上丸子山王町２丁目1306番地２第１藤マンション211
債務者　大泉美代子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
川崎市中原区新城１丁目12番７―303号、前住所川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番９―407号
債務者　清水　静江（旧姓鹿野）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬813―５、住民票上の住所熊本県球磨郡あさぎり町上北1396番地
債務者　森下　恵子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第４３号
熊本県人吉市二日町42番地　友枝アパート１Ｆ右
債務者　城本　俊行
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後２時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第９９８０号
神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町215　市営楽老ハイツ26棟306
債務者　佐々木直美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００２０号
東京都清瀬市中清戸４丁目847　中清戸４丁目アパート５―307
債務者　笹平　光雄
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００２３号
神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町７―15―205
債務者　佐藤真美子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００５９号
東京都世田谷区梅丘２丁目34―20―101
債務者　堤　　崇浩
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００８７号
東京都足立区西新井栄町１―18―１―1305、住民票上の住所東京都台東区柳橋２丁目19―12―1403
債務者　渡部　　文
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部